

保護施設通所事業の実施について

平成14年3月29日 社援発第0329030号
厚生労働省社会・援護局長

今般、精神病患者等の社会的入院の解消を図り、被保護者が居宅で継続して自立した生活を送れるよう支援するため、別添のとおり「保護施設通所事業実施要綱」を定め、平成14年4月1日から適用することとしたので、了知の上、事業が円滑に実施されるよう遺漏なきを期されたい。

また、事業の実施にあたっては、「救護施設、更正施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に

関する最低基準」（昭和41年7月1日厚生省令第18号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

これに伴い、「救護施設通所事業実施について」（平成元年7月1日社施策94号厚生省社会局長通知）及び「救護施設退所者等自立生活援助事業の実施について」（平成6年6月24日社援発第134号厚生省社会・援護局長通知）は廃止する。

（別添）

保護施設通所事業実施要綱

1 目的

保護施設通所事業（以下「事業」という。）は、原則として保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで、居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図ることを目的とする。

2 対象施設

生活保護法第38条に規定する救護施設又は更正施設とする。

3 事業の内容

施設への通所による生活指導・生活訓練等又は就労指導・職業訓練等の実施（以下、「通所訓練」という。）と、職員による居宅等への訪問による生活指導等の実施（以下、「訪問訓練」という。）を一体的に行うものとする。

4 実施責任

（1）事業期間中の被保護者の措置は、保護施設への入所措置を行った保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うものとする。

（2）なお、事業終了後、居宅での自立が図られた

者については、その居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなるので、十分な連絡調整を図るものとする。

5 事業の対象者

- (1) 保護施設の退所者で退所後引き続き指導訓練等が必要と認められる者とする。ただし、居宅の被保護者（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の第8の2の（5）に定める者を含む。以下同じ。）のうち、自立生活を送る上で種々の問題等を有しているため、生活指導などの支援を要する者も事業定員の3割を限度として対象とすることができるものとする。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、被保護者以外の者も事業対象者とすることができるものとする。ただし、この場合、事業対象者総数に占める被保護者の割合は80%以上とする。

6 事業の期間

- (1) 事業の期間は、6か月以内とする。ただし、期間終了時までの評価により、居宅における自立生活を継続するうえで、事業期間の延長が有効と判定された者については、更に6か月まで期間延長をすることができるものとする。なお、期間を延長した場合の保護の実施責任は、保護施設への入所措置を行った保護の実施機関が負う。
- (2) また、延長期間終了時までの評価により、本事業を継続することにより、居宅における自立生活が確実にないと見込めると判定された者に限定したうえで、更なる通所期間の延長を行うことができるものとする。この場合の通所期間は1年以内とし、保護の実施責任は居住地にある保護の実施機関が負うものとする。
- (3) なお、この対象者数については、本要綱5（1）のただし書の範囲内とすることから、継続して円滑に事業実施できるよう、実施施設及び各実施機関と十分な連絡調整を図るものとする。

7 職員の配置

- (1) 本事業を実施するに当たっては、専任の職員配置として直接処遇職員を3名以上配置する。
- (2) 配置職員数のうち、常勤職員は少なくとも2名以上とする。
- (3) 通所訓練、訪問指導それぞれの職員配置については、必要な職員数を置くものとする。

8 事業の定員

事業定員数は、10名以上、かつ実施施設の入所定員数の5割以内の範囲とする。

（後略）